

令和2年度 大分県農地中間管理事業推進指針

大分県農業農村振興公社（大分県農地中間管理機構）

1 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が6年を経過した。

この間、本県における農地中間管理事業の転貸面積は、累積で約3,400ha、うち新規面積は約1,400haとなった。

一方で、新たな受け手の登録が減少し、受け手の機構利用がほぼ一巡したこと等から、令和元年度の転貸面積は422ha、うち新規面積は205haといずれも前年度を下回った。

このようななか、農地中間管理事業の5年後見直しによる制度改正が図られ、人・農地プランの実質化の推進や農地中間管理事業の手続きの簡素化、農地利用集積円滑化事業との統合一体化を進め、農地中間管理事業の更なる活用が求められている。

こうした状況を踏まえ、県においては、「令和2年度大分県農地集積重点戦略指針」を作成し、人・農地プランの実質化や重点実施区域への重点支援を行うことで、既存の担い手の規模拡大はもとより、基盤整備事業による圃場条件の改善や新規就農者や企業参入など新たな担い手の確保などの取組を積極的に進め、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の更なる推進に取り組むこととしている。

当機構としても、県の方針や国における制度改正等を踏まえ、関係機関との連携強化を図り、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進する。

2 農地中間管理事業による集積目標

令和2年度 農地中間管理機構集積面積	600ha
うち新規集積面積	300ha

3 重点的取り組み事項

(1) 推進体制の強化と連携

農地中間管理機構駐在員と各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員、市町農地集積推進員が連携・協力して、農地の出し手と受け手の利用調整を図る。

また、農業委員会が行う定期検討会に関係機関とともに積極的に参加し、情報共有により計画的な推進を図る。

(2) 農地中間管理事業重点実施区域への重点推進

人・農地プランの実質化に取り組む地区や基盤整備事業実施地区、各市町の大規模園芸団地推進地区を中心に、各市町の申請に基づき農地中間管理機構が指定する「農地中間管理事業重点実施区域」の集積目標の達成に向け、関係機関が一体となって重点推進し、機構の利用向上を図る。

(3) 担い手への事業活用の働きかけとフォローアップ

「担い手リスト」を活用し認定農業者（個別経営体・集落営農法人・参入企業等）や認定新規就農者等に対し規模拡大意向の確認を行うとともに、農地中間管理事業の活用を積極的に働きかける。併せて、マッチング後のさらなる規模拡大等を支援するなどフォローアップを徹底する。

また、新規就農者や参入企業、人・農地プランに位置づけられた担い手等のニーズを踏まえた優良農地の先行借受けを推進する。

(4) 優良農地情報の共有と利用権設定の契約更新

遊休農地の利用意向調査において機構への貸付を希望しているが、賃借権の設定ができていない農地及び遊休農地のうち機構の借受条件を満たす農地について、優良農地情報として機構のホームページで公表し、受け手とのマッチングを促進する。

また、農業経営基盤強化促進法等からの利用権設定の移行を推進するとともに、相続未登記農地の機構利用を促す。

(5) 農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化

市町村農業公社やJA等が取り組んできた農地利用集積円滑化事業については、制度改正に伴い、農地中間管理事業に統合されることから、関係機関との連携を強化し、事業の円滑な移行を推進する。

(6) 農地の集団化・集約化の推進

担い手の生産性向上やコスト低減を図るため、人・農地プランの実質化や基盤整備事業に向けた地域の話合い活動・合意形成等を通じて、担い手同士の農地の利用権交換や集落営農法人の設立等による農地の集団化・集約化の取組みを関係機関一体となって推進する。

4 県と連携して促進する農地集積に係る主な施策

* () 内は機構による集積目標面積

①基盤整備事業の活用による担い手への集積・集約	48ha (35ha)
②水田畑地化による園芸産地の育成	100ha (20ha)
③人・農地プランの実質化の推進	
④集落営農組織、新規就農者、企業参入等の担い手への集積	155ha (153ha)
⑤未利用採草地等の再整備や水田放牧の推進	18ha (8ha)
⑥利用権設定の契約更新、相続未登記農地等の機構利用促進	
⑦農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化	